

中小法人・  
個人事業者  
のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 を支給します

給付額 2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上

給付対象 ※詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

相談窓口 **0120-211-240** 月次支援金 検索  
IP電話専用回線 **03-6629-0479** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)



## 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、  
商品・サービスを提供する  
全国の事業者

左記事業者と取引がある  
全国の事業者  
(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| 1 日常的に訪れるお店<br>アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など | 6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者 |
| 2 教育関連の事業者<br>学習塾、スポーツの習い事など                       | 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者      |
| 3 医療・福祉関連の事業者<br>病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など              | 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者    |
| 4 文化・娯楽関連の事業者<br>スポーツ施設、劇場、博物館など                   | 9 飲料や食品の卸売を行っている事業者            |
| 5 旅行関連の事業者<br>ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど            | 10 農業や漁業を営んでいる事業者              |

申請期限 4-5月分/2021年6月中下旬~8月中下旬 6月分/2021年7月1日~8月31日  
※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

## 小規模事業者持続化補助金 〈一般型〉(令和元年度補正予算)

本補助金は、小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

受付締切	事業実施期間
第6回 2021年10月1日(金)	2022年7月31日(日)まで
第7回 2022年2月4日(金)	2022年11月30日(水)まで

※締切日当日消印有効

補助率 **2/3以内 上限50万円**  
※一定の条件に該当すれば上限100万円

公募要領・申請様式は伊根町商工会HPをご覧ください  
<https://ine.kyoto-fsci.or.jp/>  
お問合せ：伊根町商工会 TEL 32-0302



## 小規模事業者持続化補助金 〈低感染リスク型ビジネス枠〉

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

受付締切	事業実施期間
第2回 2021年7月7日(水)	2022年4月30日(土)まで
第3回 2021年9月8日(水)	2022年6月30日(木)まで
第4回 2021年11月10日(水)	2022年8月31日(水)まで
第5回 2022年1月12日(水)	2022年10月31日(月)まで
第6回 2022年3月9日(水)	2022年12月31日(土)まで

補助率 **3/4以内 上限100万円**

申請は、電子申請システム(jGrants)でのみ受け付けます。  
入力については、申請者自身が、jGrants入力手引に従って作業してください。

【jGrantsホームページ】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



## 日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

マル経  
融資

伊根町内中小企業者が、商工会経営指導を受け、商工会長の推薦を受けた方

融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	<b>2,000万円</b>	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間	10年以内 (据置期間:2年以内)	7年以内 (据置期間:1年以内)
年 利 率	<b>1.21%</b> (令和3年5月6日現在)	
準備物	(個人) ・前年及び前々年の青色決算書(白色収支内訳書)及び申告書控 ・所得税、事業税の領収書又は納税証明書 ・決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。	(法人) ・前年及び前々年の決算書及び申告書控 ・決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ・法人税、事業税の領収書又は納税証明書 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。  
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。  
日本政策金融公庫 [http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen\\_m.html](http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html)

## ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- 対象
- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
  - 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
  - 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

	補助額	補助率
中小企業 通常枠	100万円~6,000万円	2/3
中堅企業 通常枠	100万円~8,000万円	1/2 ※4,000万円超は1/3
緊急事態宣言特別枠	従業員数5人以下： 100万円~500万円 従業員数6~20人： 100万円~1,000万円 従業員数21人以上： 100万円~1,500万円	中小企業 3/4 中堅企業 2/3

上記1~3の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1~3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。  
<https://jigyuu-saikouchiku.jp/>



法務省からのお知らせ

## 受刑者・少年院在院者を雇用して 人材確保と社会貢献を実現しませんか

コレワーク近畿では、受刑者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！お気軽に電話又はメールにてご相談ください。

法務省 コレワーク近畿  
(大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)

【電話番号】0120-29-5089  
【e-mail】corrework-kinki@i.moj.go.jp  
【受付時間】平日 10:00~17:00



## 令和3年(2021年)伊根花火中止

令和3年8月28日(土)に開催予定をしておりました伊根花火につきまして、5月26日(水)に「伊根花火実行委員会」を開催し協議した結果、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止を決定いたしました。